

那須塩原市農業委員会

第37回総会議事録

令和8年6月25日(木)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和8年6月25日（木）午後1時30分～ 午後2時00分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	槌江 栄作	〃	16	菊地 瞳
〃	5	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号8番 室井 孝美委員、9番 斎藤 栄委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更について(区分変更関係)
- 4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 6) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 7) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)

7. 事務局職員

事務局長	福田 博昭	主任	君島 瑞季
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	松本 里津子		

8. 傍聴人 なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第37回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりません。全員出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号8番 室井 孝美委員と9番 斎藤 栄委員を指名いたします。それでは議事に入ります。
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、君島 良一委員の報告を求めます。
君島 良一委員	議案第1号、番号1番について報告します。 農地を賃借する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、6月16日、午後2時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市役所塩原支所より北西へ約2.4キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、現在の塩原地区のブランド野菜であります、大根、カブの生産については、高齢化や後継者不足で、生産の減少が続いているのと、耕作放棄地の増加が懸念されています。このことから、耕作放棄地対策とブランド野菜生産を将来に継続させたいと思い、新規就農したく申請するものです。 譲受人が所有する農地の利用状況は、現在農地は所有していませんのでありません。 申請地の耕作予定は、塩原ブランド野菜の大根、カブを栽培する予定です。今後も耕作地の増加を考えているとの話でした。 調査の結果、申請地は耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。
辻野 岩男委員	3,848平方メートルの内2,000平方メートルということで、今のお話から想像すると、とりあえず2,000平方メートルだけ作っていくということだと思うのですが、何か特別な事情があるのか？ということと、今後3,848平方メートルも将来は借りていくのかどうか、その辺の何か事情がありましたらお聞かせください。
君島 良一委員	今回は、3,848平方メートルの内2,000平方メートルなのですが、2,000平方メートル分は以前に耕作されていたんです。すぐに畑になってつくる状態で、後の残りは少し雑草が生えていて、大きいトラクター等ならすぐに畑になるのですが、先々は増やしていきたいような話はしておりました。耕作放棄地が増えないように、なるような土地は全部借りて、耕作していきたいという話でした。夫婦でやっていますので、多分この生産は続けられると思いますので、許可相当としたいと思います。
議長	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島 良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、許可することに決しました。 番号2番について、神藤 芳定委員の報告を求めます。
神藤 芳定委員	議案第1号、番号2番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。

	調査は、6月24日、午前8時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立南小学校より南へ約30メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、規模拡大を考えていたところ、知人の紹介で、申請地のことを知り、今回の申請に至ったそうです。 譲受人が所有する農地の利用状況は、233アールで水稲、麦、野菜を作付けしていて、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、麦を作付け予定とのことです。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤 芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
議長	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
樋江 栄作委員	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。 賃貸借により、砂利採取として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北西へ約1.3キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は現在畑として利用しておりますが、転石により作土が浅く、収穫量が少ないので基盤整備を目的として、砂利採取工事を行いたく本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地となります。 本件は、一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で砂利採取を行う内容となっています。 雨水排水は、敷地内地下浸透処理とします。 保安距離を取り、安全な角度で掘削し、事故を未然に防止します。 現地調査は、6月23日、午前10時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 松本農地係長	番号1番について、事務局から補足願います。 番号1番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。よって、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日又は、砂利採取法の許可日と同日になります。以上です。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
一戸 養子委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、一戸 養子委員の報告を求めます。 議案第2号、番号2番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。

	申請地は、那須塩原市立東那須野中学校より東へ700メートルに位置しています。申請に至った経緯は、申請人の経営するホテルが那須町にあり、那須塩原駅にバスで客の送迎を行っています。現在バスで送迎の本数を増加させる計画がありますが、駅周辺にはバスの駐車場スペースが十分でないこと、また、大原間にある社宅の駐車場の台数が不十分で、確保が必要なことから、申請地に駐車場を整備したいと考え申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、鉄道の駅の周辺概ね1キロメートル以内の区域にある第2種農地となります。本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上は問題ありません。 事業計画は、申請地に駐車場を造成する内容となっています。 給排水は設置せず、雨水排水は敷地内自然浸透にて処理します。 周辺に土留めを設置し、土砂及び雨水流出を防ぎます。 現地調査は、6月23日、午前10時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては、許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸 養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
樋江 栄作委員	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、樋江 栄作委員の報告を求めます。 議案第2号、番号3番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、栃木県立黒磯南高等学校より南西へ約600メートルに位置しています。申請に至った経緯は、申請人は、市内のアパートに居住していますが、家族で暮らすには手狭であること、また、実家の農家の後継者として、実家に隣接した申請地に自宅を建築したいと思い、本申請に至りました。 貸人と借人は祖父と孫の関係です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので、第1種農地となります。 本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理し、雨水排水は敷地内自然浸透にて処理します。 周囲に砂利を敷き、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち農振除外が完了しております。 現地調査は、6月23日、午前10時25分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江 栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更について(区分変更関係)」を議題といたします。
一戸 養子委員	番号1番について、一戸 養子委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。

	農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域から農業用施設用地への区分変更です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約950メートルに位置しています。 区分変更を必要とする理由は、申請人は、申請地の隣接地において、乳牛150頭規模の酪農業を経営しております。乳牛の自家育成が順調であり、畜舎が過密になっているため、施設の新築を検討するに至り、栃木県農業振興公社の畜産担い手整備事業に参加し、畜舎及び堆肥舎、飼料庫を整備したいと考え申請に至りました。 現地調査は、6月23日、午前9時45分頃に行いました。 調査の結果、区分変更後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸 養子委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。
秋元 誠委員	番号1番について、秋元 誠委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について報告します。 農地の売り払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を効率的・安定的な農業経営を行う者へ集積させるため、農地中間管理機構が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。 申出の内容は、議案書記載のとおりです。 現地調査は、6月23日、午前9時20分頃に行いました。 申請地は、那須疎水第一分水取入口より東へ500メートルと北へ500メートルの2か所に位置しています。 申出に至った経緯は、高齢により体調不良にて、酪農業が出来なくなり、廃業することとなり、本申出に至ったとのことでした。 現地を確認した結果、申出地は、認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、農地中間管理機構による買入が必要であると判断しました。 地元調査員・現地調査班ともに優先買入協議が必要であると認め、市長通知は要請相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は要請相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、番号1番については市長に対し通知を要請することに決しました。 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
松本農地係長	事務局の説明を求めます。 議案第5号について説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成となっていることから協議があったものです。議案書5ページから10ページまでが「中間管理設定関係」の案件で22件、合計面積が82,180平方メートルとなります。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への回答は決定として問題無いと考えます。

議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明のとおりで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
議長	異議なし多数と認め、議案第５号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。 次に、報告第１号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
松本農地係長	報告第１号、会長専決処分の報告について説明いたします。追加資料１１ページを御覧ください。 県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の答申があったものについて、５月中に会長の専決許可処分をした案件は、５条許可が１件で、都市計画法の許可日と同日許可としております。以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》
議長	意見が無いようですので、報告第１号を終わりにします。 次に、報告第２号「農地法第３条の３による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	報告第２号農地法第３条の３による届け出の受理について(相続等による権利移動)を説明します。追加資料１２ページを御覧ください。 この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第３条の３の規定に基づき農業委員会に届け出が必要とされています。 ５月の届出の状況につきまして御報告するものです。 ５月は相続等を原因とした権利移動の届出を６件受理いたしました。 いずれも相続等後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第２号を終わりにします。 以上で全ての議事が終了いたしました。 慎重に御審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、那須塩原市農業委員会第３７回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

8 番

議席番号

9 番
